

訂正とお詫び

【OUTPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、テキスト（択一予想問編）の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しくお願い致します。

【不登法Ⅱ】

頁数	問題番号	誤	正
3	17-12	抵当権設定登記において、抵当権者が信用組合である場合、当該信用組合の取扱店の表示として、登記を申請することができる。	抵当権設定登記において、抵当権者が信用組合である場合、当該信用組合の取扱店を登記することができる。
4	17-12	17-12 × 信用組合を取扱店の表示として登記を申請することはできない。	○ 信用組合の取扱店も登記することができる（登研866号）。